## 指定緊急避難場所、指定避難所の廃止又は重要な変更に伴う 大阪市への届出について

指定緊急避難場所、指定避難所の所有者又は管理者の方は、施設を廃止又は重要な変更を加える場合は、災害対策基本法及び同法施行令に基づき、下記のとおり区役所又は危機管理室へ届出を行ってください。

- ■指定緊急避難場所(広域避難場所、一時避難場所、津波避難ビル・水害時避難ビル)
  - ① 当該避難場所を廃止する場合 様式1を提出してください。
  - ② 改築等により当該避難場所に重要な変更※を加える場合
    - ※重要な変更とは以下の場合
      - ・避難者を受け入れる部分について、1/10以上の面積の増減を伴う変更を行う場合
      - ・改築や増築によって当該施設の構造耐力上主要な部分の変更を行う場合
      - ・避難者を受け入れる部分までの避難上有効な階段や経路を廃止する場合 (津波避難ビル・水害時避難ビルに限る)

様式2を提出してください。

ただし協定書等を締結している場合は協定書等の変更の協議を行いますので、 まず電話等によりご連絡ください。

- ■指定避難所(災害時避難所、福祉避難所)
  - ① 当該避難所を廃止する場合 様式1を提出してください。
  - ② 改築等により当該避難所に重要な変更\*を加える場合
    - \*\*重要な変更とは以下の場合
      - ・被災者等の滞在に使用する部分について、1/10以上の面積の増減を伴う変更を行う場合

様式2を提出してください。

ただし協定書等を締結している場合は協定書等の変更の協議を行いますので、 まず電話等によりご連絡ください。